

ニュース・レター

NEWS LETTER
Feb. 2010

vol.
61

国民会議はNPO法人としてスタートしました。
本年もよろしくお願いいたします。

CONTENTS

- ② 立川 涼／年頭にあたって
- ④ 福島 瑞穂／安心社会に向けた消費者庁のとりくみ
- ⑤ 田島 一成／総合的な化学物質管理に向けて
- ⑥ 玉川 徹／化学物質汚染列島～寄形タンポポの警告
- ⑧ 神山美智子／農薬の残留基準はどのように決められるのか
- ⑩ 中下 裕子／第11年度の活動報告と第12年度の活動方針
- ⑫ 菊地 美穂／第11年度会計報告及びお礼とお願い
- ⑭ 中下 裕子／国民会議のNPO法人化について
- ⑮ 海外ニュース／臍帯血に232種類の有害化学物質

年頭にあたって



代表理事 立川 涼

今年も“環境”は目が離せない。鳩山首相は、日本は2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減すると公表した。この政治姿勢は高く評価したい。新しい環境政策を実現する鍵はまず国の政治姿勢にあるからである。国家目標を明確にすれば、資金も技術もついてくる。民主党の環境や農業政策の具体化にも期待している。

諸外国も例外ではない。去年のコペンハーゲンCOP15は失敗とされているが、私はそうは考えてはいない。会議の結論だけにこだわるのは大局観に欠けている。韓国、インド、中国などこれまで消極的と考えられた国々でも明らかに政治の風向きが変わっている。米国でもオバマ政権に変わり、ブッシュ時代とは一線を画して、環境問題に積極的に取り組もうとしている。エネルギー省での新しい研究技術の展開は注目に値する。新しいビジネスと雇用の創出という明確な目標を掲げている。

今年は国際生物多様性年として、10月に名古屋でCOP10の開催が予定され、多彩なプログラムの準備が進んでいる。日本での関心はあまり高くはないが、今年はWHOの「健康都市の年」でもあり、お隣の韓国ではその第4回の世界会議が開催される。

全体として環境問題に陽が当たる時代になっただけに、新しい政策要求も目白押しになる。国民会議の目玉、子どもの健康を守る『化学物質基本法』の実現も、改めて志を同じくするNPOなどと連携しながら運動の進化が求められよう。

21世紀も10年が経過して、おぼろげながら今世紀を具体的にイメージすることができるようになった。

少し乱暴な話だが、20世紀は、モノとお金があれば幸福だと考えた時代であった。百人が一様、みんな同じ幸福のモデルを描いた。それは単純明快で、官民を挙げて努力した。日本はそのモデルの成功者、優等生である。それは20世紀の初頭においては、決して間違った国家目標ではなく、むしろ社会的に妥当性があった。しかし、あらゆるモデルには有効期限がある。

20世紀の大量消費社会は、気候変動・地球温暖化による地球生態系の深刻な破綻、サブプライムローンに端を発する世界経済の乱調、モラルの低下等々このモデルの不全は明らかになっている。当然新しい経済社会システム、ライフスタイル、あるいは価値観が求められている。

私はこれからは多元価値社会、言い方を換えれば、百人百様の幸福を追求する時代、一人ひとりが他の人と違う、それぞれの世界を築いていく。お国はこれまではモデルが一つだからできたので、一億人分の一億個のモデルなんて到底できない。人まねではなくて、自分が知恵を出す。汗をかいて、自分の生活を築いていくということが原則である。

おそらく、その主役となりうるのは、それぞれの地域における市町村、もしくは校区などのコミュニティであり、あるいは行政区を越えた流域であろう。そこでは、行政が主導的な担い手ではない。行政も

含めた地域の多様なステークホルダーの参画による地域計画の立案とその実践がきわめて重要となる。

これからの社会の変革の方向をいくつかのキーワードで並べてみる。

大型集中	→ 小型分散
経済	→ 生活
国	→ 地方（地域）
工	→ 農

こうした社会システムの変革を進め具体化できる、新しい教育と研究技術開発、あるいは制度作りが肝要だ。

愛媛松山に住んでいると、環境問題はすぐれて農（・林・水）産業をめぐる問題であり、また農（・林・漁）村という地域をめぐる問題であることを日々実感させられている。“農”的社會と“工”的社會は内在する課題は異なり、したがってその対処には、それぞれ独自の接近が望ましい。あえて単純化すれば、“工”的世界は、自然的・歴史的條件の制約は少なく、世界共通のモデルがそれなりの妥当性を持つ。つまり、「百人一様」の幸福モデルだといえる。しかし、“農”的世界は、地域における自然的・歴史的、あるいは

文化的背景、つまり、それぞれの地域性を無視しては展開できない。百人一様の“工”的モデルを迫及した20世紀モデルにおいて、その優等生であった日本は、その成功体験ゆえに、新しい21世紀モデルへの転換は容易ではない。

グローバリズムに引きずられていては、日本の農業と農村に未来はない。世界と日本という広域を無視することなく、基本的には、地域（この広さはむつかしいのですが）でそれなりに完結した農業を目指すことが問われている。これまでの農政は失敗の連続であった。ついでながら経済学も敗北の歴史と言わざるをえない。革命しかない、革命に賭けるしかない日本の農業は危機的状況にある。食糧生産の基盤である農業の危機は都市の危機でもある。いつまでも自由に世界の食料が輸入できるとは思えない。日本における最も重要な安全保障は食料自給率の向上にある。

都市住民は基本的に消費者で、農業、食料、あるいは農薬についても、生産者とは利害が一致しないのは当然である。しかし、消費者は生産者なしでは生きていけない。複合的な視点でこの難問にどう取り組むのか。現実は重く、実効的な答えは簡単ではない。



2009年11月28日 総会

◎年頭所感◎

安心社会に向けた消費者庁のとりくみ



消費者・食品安全・少子化・
男女共同参画担当大臣・社民党党首
福島 瑞穂氏

私は、消費者行政、男女共同参画、少子化、そして食品安全と内閣府の中の自殺対策、青少年施策、障害者施策など10の共生政策を担当しています。

そして、去年の9月1日に発足した消費者庁をフルに動かして、「消費者庁ができて変わった」という状況をつくりだしたいと多くの人とがんばっているところです。消費者庁と消費者委員会、そして食品安全の科学的知見などを担当する食品安全委員会をどう機能的に動かして、もっと力を出していくのか知恵を出していきたいと考えています。

消費者庁は、何十年にもわたり、多くの人たちが願い続けてきた「消費者のための行政庁をつくりたい」という思いが結集したものです。日本で初めて「消費者」の立場に立つ役所です。今までの縦割り行政の中でこぼれ落ちてきた問題や事業者寄りの姿勢で対応できなかったことをきちんと変えていくことが求められています。

先日、文部科学省、厚生労働省、総務省、消防庁、警察庁などの担当者が消費者庁に集まり、事故の問題に対する対応を協議しました。子どもたちが簡易ガスライターで遊んで、火事が起きている問題にどう対処するのか、遊具の事故の問題点にどう対応するのかということを協議しました。役所を横断するテーマについて、消費者庁が率先して採り上げて成果を出していきたいと考えています。消費者庁の中に、「子どもを事故から守るプロジェクト」をつくりました。子どもにとって、より安全な道具や製品を検討し、つくっていくことで、子どもにやさしい社会、引いては大人にとってもやさしい社会にしていきたいものです。

国民生活センターが行っている商品テスト、経済

産業省が持っているナイトという商品テスト機関、そして何と言っても全国から寄せられる相談を有機的に活用し、事故情報の一元化と情報の解析、問題の提言や対応などを積極的にやっていきます。

今、食品安全についての関心は、とても高いものがあります。生産地の表示をはじめ、成分表示をきちんとしてほしいという声に応えていかなければなりません。今、例えば、トランス脂肪酸の表示をするかどうかの検討を消費者庁で行っています。また、トクホ・健康食品の問題についての検討会を設置し、精力的に協議をしていただいています。中下裕子弁護士にもメンバーになっていただき、大変感謝をしています。人が口にするものについての表示や安全性をどう高めていくのか、きっちり取り組んでいきます。

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」の皆さんが、この社会をより安心なものにしたい、人のいのちを大切にするための提言をし、長年活動されてきたことは良く知っています。消費者庁ががんばらなくてはならないことも、まさに皆さんと同じく、この社会をより安心なものにしていくため、いのちを大切にするためだと思っています。今、全国の自治体に働きかけ、地方の消費者行政をより活発にし、連携をとろうとしています。NGOや市民の皆さんの声、活動、提言とも連携を精一杯やっていきます。私は、事業主と消費者の両者が「ウィン・ウィン」の関係になるよう、協議や協働をしていきたいと思っています。

皆さんの活動に心からの敬意を表し、この社会をもっと安心なものと一緒に変えていきましょう！

◎年頭所感◎

総合的な化学物質管理に向けて



環境副大臣
田島 一成氏

あけましておめでとうございます。昨年の政権交代により環境副大臣を拝命した田島一成でございます。旧年中のご支援に厚くお礼を申し上げますとともに、年頭に当たって一言御挨拶申し上げます。

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」の皆様が日頃より化学物質対策に取り組んでいらっしゃることに、改めて敬意を表します。

近年、化学物質による環境汚染や健康影響について、社会的に高い関心が寄せられています。化学物質は人々の暮らしを豊かにする一方で、適切に管理されなかった場合には人の健康や環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、その未然防止を図るために適切な施策を講じることは、政府に課された使命と認識しております。

ご承知のように、化学物質は、医薬品や食品添加物、農薬など、その用途や特性が異なりますので、それらに応じた管理手法を用いて、様々な法制度により健康被害や環境汚染の防止が図られてきました。

工業的に製造される化学物質については、環境省を含む3省が所管する化学物質審査規制法により製造・輸入・使用に関して必要な審査・規制が行われており、国際動向等を踏まえた制度の充実・強化のため、昨年5月に本法の改正が行われたところです。また、化学物質の環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量について届出・公表する「P R T R制度」を盛り込んだ化学物質排出把握管理促進法も、対象物質や対象業種を見直すとともに、個別事業所のデータを公表するなど、その充実が図られました。さらに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法による排出規制、昨年の土壌汚染対策法の改正による対策強化、残留性有機汚染物質（P O P s）や水銀などに

よる国際的なリスクの低減のための取組にも積極的に対応してきたところです。

このように、我が国では、関係府省が連携して、様々な化学物質対策が進められてきたところであり、環境省としては、今後ともこれらの対策の充実を図りつつ、予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、化学物質の製造から廃棄までの全体を通じた包括的な管理に取り組んでいく所存です。その中で、現行法制度の問題点等について分析しつつ、民主党政権集「INDEX2009」にも照らしながら、多種多様な化学物質による悪影響の最小化を図るため、人の生命・健康と環境を守るという観点に立った総合的かつ隙間のない対策を進めるための対応策について、検討してまいりたいと考えております。

また、いわゆる「化学物質過敏症」については、体の不調を訴え、苦しんでいる方々がいらっしゃる一方で、その病態や発症メカニズムについて未解明な部分が多いのが現状です。今後とも関係府省と連携・協力の下、知見の集積に努めてまいります。

環境省としては、地球温暖化対策、生物多様性保全への取組、廃棄物・リサイクル対策、そして水俣病対策や石綿対策をはじめとする国民の安全・安心を確保するための取組と、様々な課題が山積しておりますが、化学物質対策についてもその中で重要な柱と位置付けて取り組んでまいりたいと考えております。本年も引き続き皆様からの御指導・御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

化学物質汚染列島～奇形タンポポの警告

テレビ朝日「スーパーモーニング」ディレクター
兼レポーター
玉川 徹氏



1. 奇形植物との出会い

奇形植物との最初の出会いは、神奈川県津久井湖で見つかったシャスターデイジーでした。その茎は平たい帯状になり、ねじれながら伸び、円形であるはずの花は、円形をつぶしたような形で、まるでオバケのQ太郎の口のような形でした。「気持ち悪い」というのが正直な感想でした。津久井湖のシャスターデイジーの帯化奇形は異常に多い頻度で発生していましたが、その原因はわかりませんでした。

2. 奇形植物と化学物質過敏症

私は、奇形植物に関するテーマは、深い広がりを持っている気がしました。そこで、視聴者に対して情報提供を呼びかけました。その反響は予想以上に大きいものでしたが、その中で気になった情報が2つありました。

まず、北海道からタンポポの帯化奇形の情報が多く寄せられたことです。しかも北海道以外からはタンポポの奇形の情報は来ませんでした。もう一つが北海道に住む夫婦からの情報でした。その内容は「化学物質過敏症で困っている」というものでした。このことと奇形タンポポがどのようにつながるのか初めはわかりませんでした。とりあえず私たちは取材に行くことにしました。

夫婦の家は北海道虻田町にありました。その家は新築してしばらく経つのに、庭には植木も何もなく家がぼつんとあるだけで、家の中に入っても家具もなく、違和感を覚える家でした。夫婦は虻田町の土地開発公社が造成した土地を買い、その上に自分たちで家を建てたそうです。シックハウスについて知

識のあった夫婦は、家を建てる際、シックハウス対策も十分していました。しかし、いざ家が完成し住み始めたところ、体調に異変が出てきました。まず症状が出たのは妻の方でした。1カ月遅れて、夫の方にも症状が出て、仕事に支障をきたすほどになりました。ちょうどその頃、庭に植えた芝生が枯れ、縁側のコンクリートの上に置いた植木もことごとく枯れてしまったそうです。また、小学校の教員だった夫は、新築の家に生徒たちを招きました。するとすぐに、子ども達が湿疹や体調不良を訴え始めました。しかし、外で遊んで帰ってくると治って戻ってきたのです。

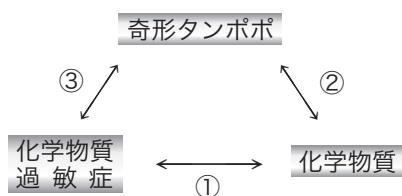
この原因は家にあるのではないかという疑いを捨てきれなかった夫婦は、その後、庭でテントを張って寝てみました。すると、さらに具合が悪くなってしまったのです。もはや二人には敷地内に住める場所はなく、二人は家を捨てました。

どうしたらいいかわからなかった夫婦は、医者を経々とし、ようやく病名がわかりました。それは「化学物質過敏症」でした。夫婦は、原因物質を突き止めようとしたのですが、それは難航しました。その間に夫婦の家の庭には奇形植物が出現し、私のところ

に原因を突き止めて欲しいという依頼をしたというわけです。

3. 奇形植物・化学物質過敏症と化学物質

確かに、奇形植物の原因の可能性の一つとして化学物質はありましたが、まだそのつながりは不明確でした。そこで、奇形植物、化学物質過敏症、化学物質のそれぞれのつながりを明らかにすることがこの取材の進むべき道だと思いました。



まず、①化学物質過敏症と化学物質の線をつなげるためには、夫婦の化学物質過敏症の原因が特定の化学物質であることを明らかにする必要がありました。そのためには、トップダウン的アプローチ（過敏症の原因となった化学物質を見つける）とダウンアップ的アプローチ（その化学物質が過敏症を引き起こすのかを解明する）の両方を一致させる必要がありました。ただ、原因となりうる化学物質は約10万種あり、天文学的数字でした。

そこで、とにかく夫婦の家の敷地の土を調べてみることにしました。すると、残留農薬は検出されませんでした。農薬以外の何らかの物質が土に含まれていることが分かったのです。この物質は、「リン酸トリス（1、3-ジクロロ-2-プロピル）」でした。難燃剤として用いられる有機リン系の化合物です。

私は以前ご主人が話していたことを思い出しました。土を調べようとしてショベルカーでひっくり返したとき、土の中から産業廃棄物のようなものがざくざく出てきたというのです。土地を造成するときに使う礫として、心無い業者が時々、岩等を使わずに産業廃棄物のようなものを使うのだそうです。その真偽はともかく、夫婦の土地の土にリン酸トリスが存在することがわかりました。過敏症の原因となる化学物質はリン酸トリスである可能性が出てきたのです。リン酸トリスは化学物質過敏症、シックハウスの原因となると言われていますから、リン酸トリスと化学物質過敏症はつながります。

では、②奇形植物とリン酸トリスの線をつなげる

ことは出来るのでしょうか。専門家に実験を依頼したところ、リン酸トリスの濃度と、帯化を起こしやすい植物であるサクラソウの帯化頻度の間に、正の相関関係があることが分かりました。しかし、タンポポとリン酸トリスの関係については実験が難しく検証できませんでした。現時点では、両者の関係はまだ薄い線でつながったところです。

最後に、③奇形植物と化学物質過敏症がつながるのか、すなわち奇形タンポポの原因物質と夫婦の過敏症の原因物質は同じなのでしょうか。この点についてもまだ確認はできてはいません。

4. ある仮説とタンポポからの警告

その頃、北海道でタンポポを専門に調べている渡辺幹男愛知教育大学准教授と出会いました。渡辺准教授によれば、敏感なタンポポだけが奇形を起こすとのことでした。

敏感なタンポポが出現する原因は、ありえない生殖にありました。日本にはもともと有性生殖で増えるニホンタンポポが生息していました。そこに、花粉を受け入れないで殖える無性生殖の西洋タンポポが入り、北海道で爆発的に殖えました。その増殖の間に、まず、ニホンタンポポが西洋タンポポの花粉を受けて雑種（F1）を作ります。さらに、西洋タンポポがF1の花粉を受け入れて雑種を作るという本来ありえない生殖が起こると、その二代目の雑種は奇形タンポポになったのです。敏感なタンポポはすべて、そのような二代目の雑種でした。このような起こりえないことが起こった原因は何らかのストレスではないかと渡辺准教授は考えています。

ここには人間の営みが関係しています。おそらく化学物質が関係しているのでしょうか。その影響により敏感なタンポポが生まれ、その敏感なタンポポが化学物質に反応して奇形を起こしていると考えられます。他方、夫婦は化学物質過敏症です。体内に大量の化学物質を取り込んだことでさまざまな症状を起こし、いまだにその症状に苦しんでいます。タンポポと化学物質過敏症の間には共通点が多くあるようです。そして、タンポポは私たち人間にとってのカナリアではないのでしょうか。人間より先に、人間より弱いタンポポがセンサーとして先に症状を発現させて、人間に害を及ぼす化学物質を教えてくれているのではないのでしょうか。

農薬の残留基準はどのように決められるのか

理事 神山美智子

1. はじめに

現在の日本における農薬の残留基準の決め方は、アメリカからの圧力を受けて1991年に変更されたものです。この決め方は、国民の健康を守るためではなく、流通を優先するためと言っても過言ではありません。国民は無権利者で、これに対して訴える方法也没有ありません。私はこれを問題視し、92年から2000年まで農薬残留基準に対する裁判をしましたが、十分な実質的審理もされずに訴えは退けられました。

今回は、残留農薬基準がどのように決められているのか、そこにどのような問題があるのかをお話します。

ところで、農薬取締法でいう農薬とは、農産物の病害虫を防除する薬剤のことを言います。この中に家庭用殺虫剤・シロアリ駆除剤・クロアリ駆除剤などは含まれません。農薬は、登録をしないと製造、輸入、販売をすることができません。毒性等の試験データをつけて農水大臣に登録を申請し、対象作物や使用方法を登録します。登録有効期限は3年で、更新をしないと失効します。

農薬の登録を認めるか否かを農林水産大臣が判断するための基準として、登録保留基準というものがあります。この基準には、①作物残留、②土壌残留、③水産動植物の被害防止、④水質汚濁に関する基準の4つがあります。この基準のうちのひとつである作物残留登録保留基準は、食品衛生法が定める残留基準の規格を利用します。この規格に適合しない場合には、登録保留になります。

また、残留農薬による健康影響評価は、食品安全委員会が担当しています。

2. 農薬残留基準の決め方

農薬残留基準は、食品衛生法11条に基づき、食品の規格基準として厚生労働大臣が定めます。この基準を超える農薬が残留している食品は、市場で流通することができません。2006年からはポジティブリ

スト制になり、全ての食品について、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量（一律基準0.01ppm。ただし、個別の基準値が設定されている場合は、その基準値）を超える農薬が残留していることは許されません。

（1）1991年以前の決め方

1991年以前、農薬残留基準は、以下の手順で定められていました。

- ①まず、各農作物のA D I（一日摂取許容量）を定める。（動物実験で、動物に悪影響を与えない濃度（無毒性量）をみつけ、これに安全係数（不確実系数）100分の1をかけて体重1kg当たりの許容量を算出する）
- ②A D Iのうち、20%は空気と水から摂取するとして、80%を食品に振り分ける。
- ③残留実態を調査し、残留実態がA D Iより低い場合は、低い方の残留実態を基準にする。
- ④一方、残留実態がA D Iより高い場合は、低い方のA D Iを基準にする。
- ⑤一つの農薬の残留基準は、原則として全ての食品に対し同一の値を採用することを考慮する。

1991年まではネガティブリスト制で、残留基準が定められていたのは、26農薬（うち失効農薬6）、55作物のみでした。しかし、当時10ppmを超える基準値は小麦の臭素以外には存在しませんでした。

（2）1991年以降の決め方

90年にアメリカからポストハーベスト農薬を認めるよう圧力があり、これに基づいて、91年に残留農薬基準の設定方法が変更され、以下のような指針が示されました。

- ①全ての残留農薬がA D Iを超えないことを唯一の指導とする。
- ②国際基準を参考に、非関税障壁にならないよう配慮する。

この新しい設定方法に基づき、91年から92年にかけて、驚くべき残留農薬基準が設定されました。たとえば、米(玄米)については0.1ppmのマラチオンが、小麦については8.0ppm、小麦粉については1.2ppmに、米については0.2ppmのフェニトロチオンが、小麦については10ppm、小麦粉について1.0ppmにと設定されました。つまり、輸入の対象になる小麦や小麦粉に対しては、米の約10倍の基準が設定されたのです。(なお、小麦粉については、現在は全粒粉を除くとされています)

また、馬鈴薯については、クロルプロファム(ジャガイモの芽止め剤)の基準値が50ppm(登録保留基準の1000倍)に、臭素の基準値がそばについて180ppm、トウモロコシについて80ppm(いずれも国際基準は50ppm)にと、91年以前には考えられなかった高い基準が設定されました。他にも、91年以降、10ppmを超える基準値が次々と登場しました。

(3) 農薬曝露量評価の精密化論

こうした基準値を設定した結果、理論最大一日摂取量方式による曝露量の試算値がADIを超えてしまうおそれが出てきました。そのため、国は、1998年に、「農薬曝露量評価の精密化論」を提唱するようになりました。その内容は、次のようなものです。

< 曝露量の試算値がADIの80%を超えているのは、フェニトロチオンとスミチオンの2農薬のみである。そして、これら2農薬について、日常の食事を介して摂取している量は、一日摂取許容量の0.1~2.9%である。つまり、実際には食材を調理する段階で農薬の多くが除去されている。したがって、曝露量を厳密に測るために、可食部だけを取り出し、通常行われている方法で調理して、食べる状態にして分析すべきである。>

(4) 現在の残留基準の決め方

現在は、登録申請時に提出される作物残留試験から得られた残留量を基に基準値が設定されています。

91年以前とは、設定方法に対する根本的な姿勢が逆になっています。つまり、現在では、現実の残留量よりADIが高い場合でも、高い方のADIが基準にされてしまいます。

具体的な例をつかって農水省の説明に基づき、どのように基準が設定されているかを説明しましょう。たとえば、大豆で0.97ppm、小豆類で0.82ppm、

かんしょで0.47ppmの農薬が残留していた場合、これらの結果を基に、まず「かなり安全をみて」各残留値を大豆で2ppm、小豆類で2ppm、かんしょで1ppmととりあえず仮置きします。次に、この値と、各農作物を国民が平均的に食べる量から、農薬の推定摂取量を計算します。そうすると、各作物の推定摂取量の合計は0.2378mgとなります。これは、許容摂取量(4.4184mg)の8割で、許容摂取量を下回っています。したがって、基準値は、大豆で2ppm、小豆類で2ppm、かんしょで1ppmに設定することができます。

このように、現在の農薬残留基準の決め方は、登録された使用方法に基づく農作物の残留実態を重視するというもので、ADIも非常に恣意的に振り分けられています。このような設定方法ではまったく流通規制になりません。

このような決め方によって、現在はおかしな農薬残留基準が次々と出現しています(下表参照)。91年以前は、二桁の基準値は小麦の臭素(50ppm)のみでした。しかし、今は二桁のものが続々出てきています。

その他の農薬残留基準は、財団法人日本食品化学研究振興財団のホームページに一覧表が掲載されています。(http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/search.html)

おかしな農薬残留基準

茶	アセタミプリド、アセキシノル 50ppm、スピロメシフェン 30ppm、イミダクロプリド 10ppm
イチゴ	アニラジン、イプロジオン、キャプタン 20ppm、アセタミプリド 5ppm、イミダクロプリド 3ppm

3. 国民会議の取組み

国民会議の食品チームは、果物のネオニコチノイド系農薬残留の実態を明らかにするため、食品分析センターに果物の分析を依頼しましたが、市販品の分析はできないとの理由で断られました。そのため、昨年10月末に東京都に消費生活条例に基づく調査の申し入れをしました。東京都からは、「すでに3年にわたって分析したが、高濃度残留は認められない」という回答がきました。

国民会議としては、食品分析センターに対する働きかけ、他の分析結果調査なども含め、今後も農薬の問題について取り組んでいきます。

第11年度の活動報告と第12年度の活動方針

副代表理事 中下 裕子

1. 第11年度の活動報告

●「化学物質政策基本法」の立法化に向けた取組み（「化学物質政策基本法を求めるネットワーク」（ケミネット）としての活動）

民主党議員（当時野党）を中心に働きかけを行ったところ、2008年11月に民主党内に化学物質対策プロジェクトチーム（座長＝岡崎トミ子参院議員、事務局長＝田島一成衆院議員、事務局次長＝大河原雅子参院議員）が設置され、基本法立法化を射程に入れた取組みが開始されるようになりました。

2009年から始まった第171回通常国会に化審法改正案が上程されたことから、これを機に各党に基本法制定を強くアピールしようと、院内集会の開催（4月2日と6月30日）、署名活動、各議員に対するロビー活動など精力的に活動を展開しました。皆様にもご協力いただいた署名活動につきましては、5月末までに当初の目標（3万筆）をはるかに上回る58,967筆の署名が集まりましたので、6月30日の院内集会の席上、岡崎トミ子議員に手渡し、衆参両院議長に提出していただきました。

また、化審法改正法案の審議にあたっては、質問に立つ各議員に協力をするとともに、基本法制定の必要性を浮き彫りにするような質疑を要請しました。その結果、参議院附帯決議に、基本法制定に向けた検討を早期に開始することが盛り込まれました。

さらに、昨年夏の総選挙に際しての民主党の政策インデックスの中に、「化学物質政策基本法」の制定が明記されました。その総選挙で民主党が大勝し、政権交代が実現したことは皆様ご存知のとおりです。そして、民主党の化学物質対策PTの事務局長であった田島一成議員が環境副大臣に就任されました。基本法の早期制定が期待されますが、縦割り行政の一元化は決して容易なことではありません。よりよい内容のものにするために、私たちの取り組みのさらなる強化が必

要です。引き続き一層のご協力をお願いします。

●ネオニコチノイド系農薬問題の取組み

昨年春に全国的なミツバチ減少が報道されたことから、その原因のひとつとして疑われているネオニコチノイド系農薬問題に取り組むことにし、以下のとおり学習会を開催しました。その結果、早急に対策が必要な課題であることがわかってきました。

7月18日 生態系保全とミツバチの役割、養蜂家からの告発、銀座ミツバチプロジェクトの取組みなど（講師：鷺谷いづみ氏、藤原誠太氏、田中敦夫氏）

9月13日 ネオニコチノイド系農薬の人体被害、脳神経系への影響（講師：青山美子氏、平久美子氏、黒田純子氏）

11月28日 ネオニコチノイド系農薬についての日本の規制状況と海外の動きなど（講師：水野玲子氏）

●CS国際市民セミナーの開催

10月3日に国際市民セミナー「化学物質過敏症：治療・研究の最前線」を開催しました。国際シンポジウムはこれで3年連続の開催となりました。今回のセミナーは、化学物質過敏症（CS）について、「心因性」との考え方が最近の研究報告の中で示されるなど、政府の対策の後退が懸念されましたので、内外の第一線の研究者や医師をお招きして、最前線の知見を学び、国に対策の強化を求めようとの趣旨で企画したものです。

開催にあたっては、国民会議のメンバーだけでなくCS患者の方々や、建築家、ジャーナリストなど外部の方々にもご協力をいただきました。また、助成金で不足する資金分を企業・団体・個人の方々の協賛金で賄いました。お蔭様で、当日は定員一杯の200名の参加者があり、セミナーの内容も大変素晴らしいものでした（詳細はニュースレター60号）。ご支援・ご協力下さった方々に対しまして、この場を借りまして感謝の意を表したいと思います。

このセミナーの内容をもとに、従来から取り組んで

きたCS事例集を加えたブックレットを刊行すべく、現在作業を進めています。来春刊行を目指しています。ご期待下さい。

●重金属ブックレットの刊行

国民会議ブックレット第6弾として、『有害金属はどこに？—子どもを汚染から守るために—』を刊行しました。有害金属が体の中に入るとどうなるのかや、懸念されている健康影響について解説するとともに、水銀、鉛、ヒ素、カドミウム、アルミニウム、六価クロム、マンガンなど個別物質についても注意点などを指摘しています。私どもで実施した母子毛髪検査についても分析・解説しています。ぜひ、ご一読下さい。

●環境ホルモン学習会の開催

2月28日に、国立成育医療センターの緒方勤氏をお招きして学習会「子どもの健康と環境ホルモン」を開催しました。遺伝子レベルでの解明が進められていることを知り、環境ホルモン対策を強化する必要性を改めて認識しました。

●ニュースレターの発行

今年度も年6回のニュースレターを発行し、最新の情報をわかりやすくお伝えすることに務めました。新型インフルエンザワクチンの問題点を指摘した記事には、読者から感謝の声が寄せられました。

●NPO法人化（14ページに詳報）

2009年10月にNPO法人化を実現しました。

2. 第12年度の活動方針

●政策提言活動

（1）「化学物質政策基本法」実現化の取り組み

引き続き、ケミネットを中心にして実現化に向けた各種の取り組みを行います。

（2）ネオニコチノイド系農薬の問題についての政策提言の作成およびその実現のための取り組み

早期に政策提言を取りまとめ、関係省庁および国会議員にロビー活動を行います。

（3）有害金属についての政策提言

水銀条約成立に向けた政策提言を行います。

●ブックレットの刊行

（1）CS国際セミナー報告及び事例集についてのブックレットを刊行します。

（2）『知らずに使っていませんか？—家庭用品の有害物質』の改訂・増補版を刊行します。EU・REACHの高懸念化学物質に加えるべきとしてNGOが提案

した物質に関する情報も収録します。

●調査研究活動

国内で市販されている緑茶、ウーロン茶ボトルに含まれるネオニコチノイド系農薬の濃度について調査を行います。

●ニュースレターの発行

ニュースレターを年6回発行します。会員との交流を深める企画に取り組みます。

●会員拡大

NPO法人化を機に、新しいリーフレットを作成し、会員拡大に取り組みます。

《2009年（平成21年）の活動報告》

2月11日 NPO法人設立集会

2月28日 公開学習会「子どもの健康と環境ホルモン」開催、約80名参加【講師：緒方勤氏（国立成育医療センター・医師）】

4月2日 ケミネット主催院内集会「化審法改正と基本法の制定を求めて」開催、約100名参加

4月20日～5月13日 化審法改正をめぐる国会質問協力活動、参院附帯決議に化学物質政策基本法の検討に早急に着手することが明記される。

6月30日 ケミネット主催院内集会「化審法の後には基本法だ～2020年に向けての化学物質政策～」開催、衆参両院議長宛に請願署名合計58,967筆

7月18日 公開学習会「日本でなぜミツバチが減少しているのか～ゆたかな生態系を取り戻すために～」開催、約80名参加【講師：鷺谷いづみ氏（東大）、藤原誠太氏（養蜂家）、田中淳夫氏（銀座ミツバチプロジェクト）】

9月10日 国民会議ブックレット6『有害金属はどこに？—子どもを汚染から守るために—』刊行

9月13日 公開学習会「どうする！ 増え続ける浸透性農薬ネオニコチノイド～深刻なネオニコチノイド系農薬の人体被害～」開催、約80名参加【講師：青山美子氏（医師）、平久美子氏（医師）、黒田純子氏（東京都神経科学総合研究所）】

10月2日 NPO法人設立

10月3日 国際市民セミナー「化学物質過敏症：治療・研究の最前線」開催、約200名参加【講師：柳沢幸雄氏（東大）、石川哲氏（元北里研）、クラウス・デートリッヒ・ルノー氏（医師、ドイツ環境病研究所）、クラウディア・S・ミラー氏（米国テキサス大）】

10月15日 水銀輸出禁止を求めるNGO共同声明提出

11月28日 総会・NPO法人化記念講演会「奇型タンポポの警告」開催【講師：玉川徹氏（テレビ朝日）ほか】

第11年度会計報告及びお礼とお願い

理事（会計担当） 菊地 美穂

会員の皆さまには、日頃から私どもの活動にご理解をいただき、お忙しい中ご参加いただくとともに、金銭面でもご支援を賜りありがとうございます。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の第11年度決算は以下のとおりです。皆様からの会費・寄付金に加え、各種財団等から助成金を得ることにより、活動を実施しております。今期も、地球環境基金及び日

立環境財団の助成金をいただきました。

今後も山積する課題に対応してより充実した活動を継続するために、この度NPO法人となったことはご案内のとおりです。従来の任意団体であるダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の財産については、今回の総会でご賛同を得、すべて新法人に引き継ぎをいたしました。

第11年度(2008年度)収支計算書

2008年10月1日から2009年9月30日まで

科 目	金 額	(円)
(資金収支の部)		
I、経常収入の部		
1. 会費・入金収入		
入金収入	11,000	
会費収入	1,263,000	1,274,000
2. 寄付金収入		1,317,000
3. 事業収入		
シンポ他参加費収入		224,400
4. 助成金収入		
地球環境基金助成金収入	5,787,345	
日立環境財団助成金収入	1,000,000	6,787,345
5. 雑収入		207,095
経常収入合計 (A)		9,809,840
II、経常支出の部		
1. 事業費		
人件費	448,000	
講師謝礼	180,000	
交通費	1,148,065	
通信費	78,420	
資料作成費	2,815,075	
会場料・会議費・通訳料	409,214	
雑費	281,515	5,360,289
2. 管理費		
人件費	752,000	
ホームページ関係費用	256,479	
四谷事務所家賃	480,000	
水道光熱費	55,089	
雑費	596,326	2,139,894
経常支出合計 (B)		7,500,183
経常収支差額 (A) - (B)		2,309,657
当期収支差額		2,309,657
前期繰越収支差額		4,193,037
次期繰越収支差額		6,502,694

法人1年目の会計年度は発足後2010年5月末までとなり、NPO法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の初年度の予算書は以下のとおりです。

2009年度 特定非営利活動に関わる事業 会計収支計算書
成立の日から2010年5月31日まで

科 目	金 額		
(経常収支の部)			
I、経常収入の部			
1. 会費・入会金収入			
入会金収入 1000 円× 50	50,000		
会費収入 2000 円× 500 人	1,000,000	1,050,000	
2. 事業収入			
(1) 事業収入 化学物質問題に関する政策および立法提言事業	200,000		
(2) 事業収入 化学物質問題に関する情報収集および情報提供事業	0		
(3) 事業費 化学物質問題に関する普及啓発活動事業	800,000	1,000,000	
3. 補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	0		
民間助成金収入	4,500,000	4,500,000	
4. 寄付金収入	800,000	800,000	
5. その他収入			
利息収入	3,000		
任意団体からの繰入金	6,502,694	6,505,694	
6. その他の事業会計からの繰入	0	0	
経常収入合計			13,855,694
II、経常支出の部			
1. 事業費			
(1) 事業費 化学物質問題に関する政策および立法提言事業	700,000		
(2) 事業費 化学物質問題に関する情報収集および情報提供事業	1,700,000		
(3) 事業費 化学物質問題に関する普及啓発活動	4,500,000	6,900,000	
2. 管理費			
給料手当	1,200,000		
什器備品費			
事務所費	480,000		
光熱水費	50,000		
消耗品費	200,000		
通信運搬費	200,000		
印刷製本費	30,000		
租税公課	70,000		
消耗品費	200,000	2,430,000	
経常支出合計			9,330,000
経常収支差額			4,525,694
III、その他資金収入の部			
1. 固定資産売却収入		0	
その他の資金収入合計			0
IV、その他資金支出の部			
1. 固定資産取得支出		0	
2. その他の資金支出合計			0
当期収支差額			4,525,694
次期繰越収支差額			4,525,694

一般会員の皆様の年会費2000円は従来と変わりません。今年度は発足・引継時期の関係で短い年度となりますが、年度ごとに2000円のご請求となりますことご容赦下さい。

毎年のお願いで恐縮ですが、今後とも、年会費の納入、

ブックレットのご購入、さらにはできましたらご寄付により、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の活動を財政面からも支えてくださいますよう、より一層のご支援をお願い申し上げます。

国民会議のNPO法人化について

副代表理事 中下 裕子

既に前号のニュースレターでもお知らせしましたが、国民会議は2009年10月2日、特定非営利活動法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」として再スタートしました。

国民会議は、去る2008年9月に10周年を迎えました。第10年度総会において、これを機に、組織基盤の強化と活動のさらなる発展を期して、NPO法人化を目指すことが決議されました。その後法人化の準備に着手し、2009年3月10日に設立総会を開催し、設立趣旨書、定款、事業計画及び収支予算の承認、役員の選任を行いました。2009年10月2日、東京都から認証を得て、設立登記を行い、正式にスタートしたものです。

NPO法人の名称は、従来通り「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」としました。目的は、政府や議会に対して化学物質問題に関する政策提言を行うとともに、広く一般市民に対して情報提供と啓発事業を行い、化学物質の脅威にさらされない安全で安心な社会の実現に寄与することです。これも従来と変わりありません。

会員については、NPO法人会員である「正会員」（年会費：個人1万円、団体10万円）と、これまでの会員である「一般会員」（年会費：個人2000円、団体1口1万円）の2種類とさせていただきました。これまでの会員の皆様には年会費もサービスも従来と変わりありませんので、どうか引き続き会員としてご支援・ご協力をお願いいたします。もし、正会員として法人の運営への参加も希望される方がおられましたら、事務局までお申し出下さい。

新役員（任期2010年7月31日）には以下の方々にご就任いただきました。

- 代表理事：立川涼
- 副代表理事：中下裕子
- 理事：森千里、神山美智子、中村晶子（広報担当）、

菊地美穂（会計担当）、山田久美子、森脇靖子、藤原寿和、中地重晴、松崎早苗、水野玲子

●幹事：西村啓聡、橘高真佐美

活動内容は基本的に従来と変わりありません。具体的な活動については、従来の常任幹事の方々に運営委員として参加していただき、毎月1回運営会議を開催して活動を行っていきたいと考えております。年次総会につきましても、従来どおり年1回開催（NPO法人の総会と同日開催）いたしますので、これまでと同様、数多くの皆様のご出席をお待ちいたしております。

このように、NPO法人化はしましたが、その運営につきましても従来と変わることなく、多くの方々のご意見を取り入れて活動を行っていきたいと考えております。どうか、会員の皆様には、引き続きご支援・ご協力・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

と同時に、これを機に、さらなる組織基盤の強化と活動のレベルアップに努めてまいります。皆様には、会員拡大をはじめ、講演会・学習会への参加、ブックレットの普及などの会の活動へのご協力、さらには私どもの活動に対する厳しいご意見や建設的提案など、さらなる積極的なご参加をお願いいたします。会員の皆様の主体的な参画抜きに国民会議の発展はありません。

アレルギー疾患や発達障害の増加など、化学汚染による次世代の子ども達に及ぼす影響は年を経るごとに深刻化しています。このままでは取り返しのつかない事態になりかねません。その意味で、国民会議の役割は重大です。物言えぬ野生生物と未来世代の子ども達が安心して生まれ育つことができる環境を一日も早く取り戻すために、有効な政策の実現に皆様と力を合わせて尽力したいと願っております。より一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

臍帯血に232種類の有害化学物質

米国のN P OのE W G（Environmental Working Group）は2009年12月2日、報告書「人体汚染：マイノリティの新生児の臍帯血中の汚染物質」を発表した。2007年12月から2008年6月までに米国各地で生まれた人種的マイノリティ（アフリカ系、ヒスパニック系、アジア系）の新生児10人の臍帯血中に232種類もの有害化学物質を検出した。赤ちゃんが母親の子宮内でこれらの化学物質に汚染されていることの証拠である。E W Gはその中でも以下の化学物質に注目している。

／パニック系、アジア系）の新生児10人の臍帯血中に232種類もの有害化学物質を検出した。赤ちゃんが母親の子宮内でこれらの化学物質に汚染されていることの証拠である。E W Gはその中でも以下の化学物質に注目している。

胎児に影響を与えられる有害化学物質

化学物質	血中濃度範囲	汚染臍帯血数	主なヒトへの有害性
鉛	0.222 - 0.549 (μg/dL)	10	脳の機能・発達毒性
水銀	0.09 - 3.91 (μg/dL)	10	同上
メチル水銀	0.08 - 3.28 (μg/dL)	10	同上
臭素化ダイオキシン	0 - 41.8 (pg/g)*	2	ホルモン系の発達阻害・ガン
臭素化フラン	0 - 1440 (pg/g)*	4	同上
過フッ素化合物 (PFCs)	0.736 - 7.08 (ng/g)	10	低出生体重・小頭囲
ポリ臭素化ジフェニールエーテル (PBDEs)	3.05 - 15.1 (ng/g)*	10	甲状腺ホルモン攪乱
ポリ塩化ナフタレン (PCNs)	0.0743 - 3.43 (ng/g)*	10	肝臓病
PCB 類	9.68 - 39.7 (pg/g)*	10	神経系・免疫系・内分泌系に毒性
ダイオキシン類 (PCDD)	5 - 383 (pg/g)*	10	性ホルモン攪乱 (?)
フラン類 (PCDF)	0 - 278 (pg/g)*	6	同上
ビスフェノール A (BPA)	0 - 861 (ng/mL)	9	ホルモン攪乱・生殖器の異常
臭素化難燃剤 (TBBPA)	0 - 3210 (ng/g)*	3	甲状腺ホルモン攪乱
過塩素酸塩 (パークロレイト)	0 - 0.6 (μg/L)	9	甲状腺ホルモン阻害
多環ムスク類	0 - 2.74 (ng/g)	7	不明

* 血清の脂質中濃度

10人全員の臍帯血中に検出された鉛、水銀、メチル水銀、P C Bは神経毒性と発達毒性を持つ。

臭素化ダイオキシンや臭素化フランは難燃剤のP B D E s が分解して発生する内分泌攪乱物質である。P F C s はフッ素化合物でテフロン(P F O A)加工の調理器やスコッチガード(P F O S)などに含まれる。P B D E s とT B B P Aは臭素系難燃剤で家電製品、コンピュータなどのプラスチック部分から放出され、主としてハウスダストなどと共に体内に取り込まれる。P C N s は木材防腐剤や工業用潤滑油などに使われている。B P Aは今回初めて米国の新生児で検出された。現在、B P Aの健康影響については、連邦科学研究所などで最優先の研究対象になっている。9人から検出された過塩素酸塩はロケット燃料の酸化剤でミサイル、スペースシャトル、花火などに使われ、土壌、地下水を汚染し、飲料水や食品に含まれる。多環ムスク類は麝香（ジャコウ）の香りをもつ合成香料で石鹸、ローション、

香水などから皮膚や吸気によって体内に入る。ホルモン攪乱作用が示唆されているが詳しいことは不明である。

今回の臍帯血研究は、発達中の胎児が、母胎経路で神経毒性のある物質、内分泌攪乱物質、発がん物質など多数の化学汚染物質に曝露されていることを明らかにした。だが問題は、体内の複数の化合物が健康に及ぼす影響に関するデータがなく、複合的な毒性研究に殆ど手がつけられていないことである。

また貧困や歴史的な差別により、有色人種は、一般に、廃棄物処理場、工業地帯、交通量の多い道路の近くや、古く劣化した家に住んでいる。さらに、危険な工場労働者として職場で曝露され、有害物質を含む食品や製品の利用によって、より多くの化学物質に曝露されるという環境不平等の問題が生じている。環境保護庁(E P A)はこうした環境不正を最重要課題とし取り組みを開始している。

(森脇 靖子)

◎化学物質政策基本法を求めるネットワーク (ケミネット) 院内学習会

昨年9月の民主党新政権への成立に関しては、事前の期待に反して、法律の制定や改正など新たな政策決定へNPOが関与する可能性が拡大するのかどうかはいまだ不透明なままです。NPOの側からも積極的なアプローチを続ける必要があります。そこで新人議員に勉強の場を提供するという意味を含めて、ケミネットの連続学習会を今後も積極的に国会議員会館内で開催していく予定です。

今年最初の学習会は、2月22日(月)午後12時～午後1時30分の予定で、シロアリ駆除剤など化学物質による被害者からの報告と、化学物質基本法の制定の必要性についての解説が主な内容です。

もちろんどなたでもご参加できます。ぜひ皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

●院内集会

日 時：2月22日(月) 12:00～13:30

場 所：衆議院第2議員会館第1会議室

内 容：CS患者からの報告、合成洗剤の表示、基本法の必要性、個別法の問題点ほか

※ 3月25日(木)、4月21日(水) 12:00～13:00にも学習会を予定しています。詳しい内容、場所などにつきましては、決まり次第、ホームページに掲載します。

◎活動報告(09/12～10/01)

12月17日 化学物質過敏症(CS)プロジェクトチーム会合

12月18日 化学物質政策基本法を求めるネットワーク(ケミネット)会議

1月14日 運営委員会

1月15日 化学物質政策基本法を求めるネットワーク(ケミネット)会議

1月20日 化学物質過敏症(CS)プロジェクトチーム会合

編集後記 広報委員長 佐和洋亮

橋梁を 見上ぐ溪谷 雪の宿

吾妻川沿いの群馬県川原湯温泉。ハツ場ダムが完成すると水の底になるはずだった温泉街。6年前、ダム反対グループの一員として現地調査で行った時は、ダム本体工事に先立つ周辺の道路建設や住宅の代替地造成工事の真っ最中。ダム建設についての賛成・反対については、既に勝負がついていた。温泉街は、移転をした旅館が多く、寂しい雰囲気。「ダムに沈む温泉」という宣伝で、かろうじてお客を繋ぎとめている様子であった。

政権が変わり、この温泉はダムに沈まないことに。今では7軒の旅館が営業している。

ダム計画ができて50年。その間、反対運動、条件闘争によるダム推進、そして、今回の建設見直し。祖先から代々平穏に暮らしていた人々にとっては、生活の根幹を揺る激動の半世紀。地域の人間関係も壊れ、既に始まった工事により自然破壊も進み、谷間には、十字架のような橋梁が天高くそびえている。

公共工事を含めて、時の政策には、時には、表と裏、タテマエとホンネがある。このダ

ムについても、「本当に必要ならとっくにできている。事業をやることそのものが目的だということが判った」という住民の発言が、地元の人に衝撃を与えたそう。ダム必要の理由とされた飽和雨量(土壌がどの位の雨水を貯めるかを示す係数)について、森林を全て伐採しない限りは生じないような48ミリという数値を国交省が示していたが、専門家によれば、実際は100ないし150ミリ以上ということで(1/16付東京新聞)、はじめにダム建設ありき、であったのではないかという疑いが生ずる。

そういえば、ある離島で飛行場建設計画が起きた時、「飛行機は来なくてもよいから、空港建設だけはして欲しい。」という話を聞いたことがある。

最近、同窓会で、道路建設業の会社を定年退職した同級生が語っていた。「人の命は、数十年だが、仕事をして作った道路は、その何倍もの間生き残る。ある道路工事で、地元有力者の利益のために曲線の交差点の道路にしたところ、その有力者が亡くなった後も、見通しが悪いために何人もの交通事故の犠牲者が出ている」。

後世に何を残したらよいのかを考えたい。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行

ニュースレター 第61号

2010年2月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議

編集協力・レイアウト

PEM-DREAM

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>